

1 税率一覧表

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 1,000円	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 個人の市町村民税の納期と同じ	(減免) 個人の市町村民税に準ずる	
	所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$ 2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円 + (課税長期譲渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を昭和63年4月1日以降に譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円 + (課税長期譲渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$ 3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 非上場分 $\frac{2}{100}$ 上場分 $\frac{1.2}{100}$	左に同じ			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額(資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)。以下同じ)が50億円を超える法人(公共法人等を除く) 年 800,000円 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 540,000円 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 130,000円 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 50,000円 その他の法人 年 20,000円 法人税割 $\frac{5}{100}$ 〔平成7年9月1日から平成22年8月31日まで〕に終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{5.8}{100}$	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 人格のない社団等で法人税を課されないもの及び公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 民法第34条の法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$ 〔平成16年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$ 〕	左に同じ	毎翌月10日	〔平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$ 〕	
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	翌年の1月10日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	平成16年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われた一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等 $\frac{3}{100}$	平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われた一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等 $\frac{3}{100}$			
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外のもので生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{1.3}{100}$ ($\frac{1.339}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{0.7}{100}$ ($\frac{0.739}{100}$) (2) その他の事業を行う法人 特別法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{5}{100}$ ($\frac{5.15}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{2.7}{100}$ ($\frac{2.85}{100}$) 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の $\frac{6.6}{100}$ ($\frac{6.798}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{3.6}{100}$ ($\frac{3.798}{100}$) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.914}{100}$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.665}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{7.416}{100}$ 平成20年10月1日以降 $\frac{1.614}{100}$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.665}{100}$ 平成20年10月1日以降 $\frac{2.365}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{7.416}{100}$ 平成20年10月1日以降 $\frac{3.116}{100}$ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 所得及び清算所得の $\frac{7.416}{100}$ 平成20年10月1日以降 $\frac{3.116}{100}$ その他の法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{5}{100}$ ($\frac{5.15}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{2.7}{100}$ ($\frac{2.85}{100}$)	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{1.3}{100}$ ($\frac{1.339}{100}$) (2) その他の事業を行う法人 特別法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{5}{100}$ ($\frac{5.15}{100}$) 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の $\frac{6.6}{100}$ ($\frac{6.798}{100}$) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.914}{100}$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.665}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{7.416}{100}$ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 所得及び清算所得の $\frac{7.416}{100}$ その他の法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{5}{100}$ ($\frac{5.15}{100}$) 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{9.6}{100}$ ($\frac{9.888}{100}$)	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認めたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内 2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月 3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日 5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{7.3}{100}$ ($\frac{7.519}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{4}{100}$ ($\frac{4.219}{100}$)</p> <p>所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{9.6}{100}$ ($\frac{9.888}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{5.3}{100}$ ($\frac{5.588}{100}$)</p> <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得及び清算所得の $\frac{6.6}{100}$ ($\frac{6.798}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{3.6}{100}$ ($\frac{3.798}{100}$) その他法人 所得及び清算所得の $\frac{9.6}{100}$ ($\frac{9.888}{100}$) 平成20年10月1日以降 $\frac{5.3}{100}$ ($\frac{5.588}{100}$)</p> <p>() は平成10年2月1日から平成22年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)については4億円超)のものに適用する。</p>	<p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得及び清算所得の $\frac{6.6}{100}$ ($\frac{6.798}{100}$) その他法人 所得及び清算所得の $\frac{9.6}{100}$ ($\frac{9.888}{100}$)</p>	<p>1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認めたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内</p> <p>2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月</p> <p>3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月</p> <p>4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日</p> <p>5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月</p>	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費 $\frac{25}{100}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日の翌日から2か月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	課税貨物を保税地域から引き取る日		
不動産取得税	<p>価格の $\frac{4}{100}$</p> <p>〔平成18年4月1日から平成21年3月31日までの住宅又は土地の取得 $\frac{3}{100}$〕</p>	<p>価格の $\frac{4}{100}$</p> <p>〔平成18年4月1日から平成21年3月31日までの住宅又は土地の取得 $\frac{3}{100}$〕 〔平成18年4月1日から平成20年3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{3.5}{100}$〕</p>	知事が定める日	(減免) 天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であつて、条例の規定によるもの	課税標準について 土地 10万円未満 家屋(建築分) 23万円未満 (その他) 12万円未満
県たばこ税	1,000本につき1,074円 (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき511円)	左に同じ	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し 2. 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し 3. 品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄 4. 既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等	

税目	税率	税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 1. 65歳以上70歳未満の者の利用 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用する	左に同じ	毎翌月末日		
自動車税	1. 乗用車 営業用 総排気量 10以下 年額 7,500円 10超1.50以下 年額 8,500円 1.50超20以下 年額 9,500円 20超2.50以下 年額 13,800円 2.50超30以下 年額 15,700円 30超3.50以下 年額 17,900円 3.50超40以下 年額 20,500円 40超4.50以下 年額 23,600円 4.50超60以下 年額 27,200円 60超 年額 40,700円 自家用 総排気量 10以下 年額 29,500円 10超1.50以下 年額 34,500円 1.50超20以下 年額 39,500円 20超2.50以下 年額 45,000円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防専用自動車及び救急専用自動車 3. もっぱら公益の用に直接供する自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 一定の身体障害者が所有する自動車 3. 一定の身体障害者が所有する自動車(重度身体障害者若しくは精神障害者が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転するもの及び身体障害者又は精神障	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	2.50超30以下 年額 51,000円 30超3.50以下 年額 58,000円 3.50超40以下 年額 66,500円 40超4.50以下 年額 76,500円 4.50超60以下 年額 88,000円 60超 年額 111,000円 ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。			害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く)が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの(以上いずれも1人について1台に限る)	
	2. トラック 営業用 最大積載量 1t以下 年額 6,500円 1t超2t以下 年額 9,000円 2t超3t以下 年額 12,000円 3t超4t以下 年額 15,000円 4t超5t以下 年額 18,500円 5t超6t以下 年額 22,000円 6t超7t以下 年額 25,500円 7t超8t以下 年額 29,500円 8t超 年額29,500円に8tを超える1t毎に4,700円を加算した額 小型自動車に属するけん引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん引車 年額 15,100円	2. 左に同じ		3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大積載量8t以下の被けん引車 年額 7,500円 8t超の被けん引車 年額7,500円に8tを超える1t毎に3,800円を加算した額 最大乗車定員が4人以上であるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に3,700円を加算した額 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 それぞれの年額に4,700円を加算した額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に6,300円を加算した額 自家用 最大積載量 1t以下 年額 8,000円 1t超2t以下 年額 11,500円 2t超3t以下 年額 16,000円 3t超4t以下 年額 20,500円 4t超5t以下 年額 25,500円 5t超6t以下 年額 30,000円 6t超7t以下 年額 35,000円 7t超8t以下 年額 40,500円 8t超 年額40,500円に8tを超える1t毎に6,300円を加算した額				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	小型自動車に属するけん引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大積載量8t以下の被けん引車 年額 10,200円 8t超の被けん引車 年額10,200円に8tを超える1t毎に5,100円を加算した額 最大乗車定員が4人以上であるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に5,200円を加算した額 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 それぞれの年額に6,300円を加算した額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に8,000円を加算した額 3. バス 営業用 一般乗合用のもの 定員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円				3. 左に同じ	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
70人超80人以下 年額 25,500円					
80人超 年額 29,000円					
一般乗合以外のもの 定員					
30人以下 年額 26,500円					
30人超40人以下 年額 32,000円					
40人超50人以下 年額 38,000円					
50人超60人以下 年額 44,000円					
60人超70人以下 年額 50,500円					
70人超80人以下 年額 57,000円					
80人超 年額 64,000円					
自家用 定員					
30人以下 年額 33,000円					
30人超40人以下 年額 41,000円					
40人超50人以下 年額 49,000円					
50人超60人以下 年額 57,000円					
60人超70人以下 年額 65,500円					
70人超80人以下 年額 74,000円					
80人超 年額 83,000円					
4. 三輪の小型自動車		4. 左に同じ			
営業用 年額 4,500円					
自家用 年額 6,000円					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
5. 特種用途自動車		5. 左に同じ			
営業用					
壺きゆう車 年額 10,100円					
その他 年額 13,500円					
自家用					
キャンピング車					
総排気量					
10以下 年額 23,600円					
10超1.50以下 年額 27,600円					
1.50超20以下 年額 31,600円					
20超2.50以下 年額 36,000円					
2.50超30以下 年額 40,800円					
30超3.50以下 年額 46,400円					
3.50超40以下 年額 53,200円					
40超4.50以下 年額 61,200円					
4.50超60以下 年額 70,400円					
60超 年額 88,800円					
その他 年額 18,400円					
ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。					
6. グリーン化税制		6. グリーン化税制			
(1) 税率の軽減		(1) 税率の軽減			
平成19年4月1日から平成20年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち		平成18年4月1日から平成19年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち			
電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50%軽減		電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50%軽減			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+25%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準15%達成車 通常税率の概ね25%軽減 (2) 税率の重課 平成9年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成7年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+20%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準10%以上達成車 通常税率の概ね25%軽減 (2) 税率の重課 平成8年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成6年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課			
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。	左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月15日～ 5月31日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの		
自動車取得税	$\frac{3}{100}$ (軽自動車以外の自家用自動車 平成20年5月1日から平成30年3月31日までに取得したもの $\frac{5}{100}$) (電気自動車、及び天然ガス自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$) (ハイブリッド自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの バス・トラック 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ バス・トラック以外 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{1.2}{100}$ 自家用 $\frac{3.2}{100}$)	$\frac{3}{100}$ (軽自動車以外の自家用自動車 昭和49年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの $\frac{5}{100}$) (ハイブリッド自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの バス・トラック 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ バス・トラック以外 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$)	左に同じ	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けべき自動車の取得 登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車 を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計	取得額 額について50万円以下 (平成20年3月31日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>NOx・PM法対策地域で一定の排出基準に適合しない自動車〔乗用車を除く。〕の廃車代替</p> <p>平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの</p> <p>営業用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{3.8}{100}$</p>	左に同じ		<p>を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車 平成20年5月1日から平成21年3月31日までに取得したもの</p> <p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を満たすもののうち、 (1) 車両総重量が3.5tを超える12t以下の自動車 営業用 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$ (2) 車両総重量が12tを超える自動車 営業用 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$</p> <p>低燃費自動車 平成20年5月1日から平成22年3月31日までに取得したもの</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 取得価格から30万円控除</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%以上達成車 取得価格から15万円控除</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの</p> <p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成27年度重量車燃費基準を満たすもののうち、 (1) 平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少ない自動車 営業用 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$ (2) 平成17年重量車排出ガス保安基準適合車 営業用 $\frac{2.0}{100}$ 自家用 $\frac{4.0}{100}$</p> <p>低燃費自動車 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+20%以上達成車 取得価格から30万円控除</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+10%以上達成車 取得価格から15万円控除</p>				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び 減 免 事 項	免税点
軽油 引取税	1 kℓにつき15,000円 〔平成20年5月1日から 平成30年3月31日まで の間の引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円	左に同じ 〔平成5年12月1日から 平成20年3月31日まで の間の引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許 に係る狩猟者の登録を受け る者で、次号に規定する者 以外のもの 8,200円 2. 網猟免許又はわな猟免許 に係る狩猟者の登録を受け る者で、当該年度の県民税 の所得割額を納付するこ とを要しないものうち、控 除対象配偶者又は扶養親族 に該当する者（農業、水産 業又は林業に従事してい る者を除く。）以外の者 5,500円 3. 第一種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者で、 次号に規定する者以外のも の 16,500円 4. 第一種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者で、 当該年度の県民税の所得割 額を納付することを要しな いものうち、控除配偶者 又は扶養親族に該当する者 （農業、水産業又は林業に 従事している者を除く。）以 外の者 11,000円 5. 第二種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録 を受ける日 2. 普通徴収の方 法による場合の 納期は知事が定 める日	(減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 2. 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者	

2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項																				
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寄付金税制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の寄付金控除の対象（国及び政党の政治活動に関する寄付を除く）の中から、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として条例で定めるものを追加 ○ 金融所得課税の一体化 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡益・配当等の軽減税率3%については、平成20年12月31日をもって廃止。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、譲渡所得額のうち500万円以下及び配当所得額のうち100万円以下については、軽減税率を適用する。 ○ 公的年金からの特別徴収制度の創設 ○ 肉用牛の売却による事業所得に係る特例 <ul style="list-style-type: none"> ・農業を営む者がその飼育した肉用牛を畜産市場等の市場で売却した場合において、対象飼育牛に係る事業所得の住民税所得割を免除する期限を3年間延長 																				
法人県民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方法人特別税の創設（法人事業税） <ul style="list-style-type: none"> ・偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間、法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別税の創設に対応して法人事業税の税率を軽減。 <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年400万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">3.8%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年400万円超年800万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">5.5%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年800万円超の所得及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">7.2%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.9%</td> <td style="text-align: center;">等</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス供給業の託送料金に係る特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けて大口供給に応ずるガスの供給を行う場合の特例措置の適用措置の延長（平成22年3月31日まで） 		改正前	→	改正後		年400万円以下の所得	3.8%		1.5%		年400万円超年800万円以下の所得	5.5%		2.2%		年800万円超の所得及び清算所得	7.2%		2.9%	等
	改正前	→	改正後																		
年400万円以下の所得	3.8%		1.5%																		
年400万円超年800万円以下の所得	5.5%		2.2%																		
年800万円超の所得及び清算所得	7.2%		2.9%	等																	
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の認定を受けて新たに建築される長期優良住宅について、その取得が平成22年3月31日までに終わったものに限って、課税標準の特例措置の控除額を1,300万円とする。 																				
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造等変更検査への納税確認機会の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置の土地取得後の新築住宅までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長 																				
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率の特例措置の適用期間の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用自動車の特例税率5%を平成20年5月31日から平成30年3月31日まで延長する。 ○ 低燃費車特例の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例について、特例措置を2年間延長する。 平成22年度燃費基準+15%達成車→取得価格から15万円控除 平成22年度燃費基準+25%達成車→取得価格から30万円控除 ○ クリーンディーゼル乗用車特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年自動車排ガス基準に適合するディーゼル車について税率の軽減措置を創設。 平成20年5月1日から平成21年9月30日までの取得→税率を1.0%軽減 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの取得→税率を0.5%軽減 																				
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率の特例措置の適用期間の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税の特例税率32,100円/Klを平成20年5月31日から平成30年3月31日まで延長する。 																				
狩猟税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特例措置に関する法律に規定する鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を5年間に限り創設。 																				